

## 委員会で調査審議すべき事項について

### ○共同設置規約における委員会設置の趣旨

第1条 岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係縣市」という。）は、地方自治法第252条の7第1項の規定により、大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するため、核融合科学研究所安全監視委員会を共同して置く。

### ○安全監視委員会の調査審議事項（共同設置規約第3条）

#### （1）研究所周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること

①研究所の監視及び測定結果を確認。

<協定書第4条>

研究所は、環境放射線等の継続的な監視・測定を実施し、その結果の公表を行う。

②委員会による監視・測定結果の検証（クロスチェック）。

<覚書第1>

研究所は、周辺環境の保全に必要な監視・測定が継続的に実施できるよう、安全監視委員会に最大限の協力を行う。

#### （2）研究所における災害及び事故の防止に関すること

③研究所の安全対策設備の整備状況の確認。

④研究所の教育・訓練の実施状況の確認。

<覚書第3>

研究所は、災害及び事故の防止に関し、研究所が定める安全管理計画に基づき、必要な設備の整備、通報体制等の確立及び教育・訓練を行うとともに、その状況について、年1回及び変更が生じた際に、安全監視委員会に報告する。

#### （3）研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること

⑤非常時における研究所の対応等の確認。

<覚書第4>

研究所は、大規模災害・事故が発生した場合、安全管理計画に基づき適切に対応するとともに、その状況について安全監視委員会が行う調査その他の必要な事項に最大限の協力を行う。

#### （4）そのほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

⑥その他必要な事項の実施。

<覚書第2>

研究所は、研究施設の整備計画、研究計画及び研究内容に重大な変更があった場合について、事前にその安全性について検討を安全評価委員会に諮り、その結果を県及び3市に説明を行う。